

59741-59750 第8 経過措置

59741-59750 1 令和4年10月1日施行に伴う経過措置

59741 (1) 令和4年10月1日施行に伴う経過措置

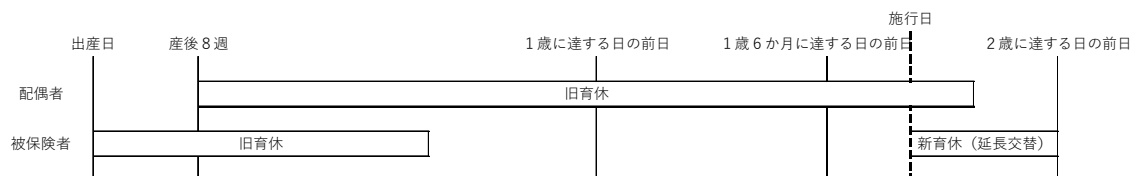
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号。以下「改正法」という。）により、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から出生時育児休業給付金の創設、同一の子に係る本体育児休業を2回まで分割して取得することを可能とする等の改正が行われたところである。同法附則第7条において育児休業給付に関する経過措置が定められており、施行日前後における育児休業給付の当該経過措置について整理すると以下のとおりである。

イ 概要

- (イ) 改正後の育児休業給付に係る規定（以下「新法」という。）は、施行日以後に育児休業を開始する者について適用し、施行日前に改正前の雇用保険法（以下「旧法」という。）による育児休業を開始した者については、なお従前の例によることとされている。（改正法附則第7条第1項）
- (ロ) (イ)にかかわらず、旧法の規定により施行日前に取得した「パパ休暇」（育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出生の日から、当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日まで。出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日から、当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで。）の期間内に、被保険者（産後休業した者を除く。）がする育児休業のことをいう。以下同じ。）がある場合、当該「パパ休暇」は新法における本体育児休業の取得回数に含めないこととされている。（改正法附則第7条第2項）
- (ハ) 施行日の際に現に提出されている改正前の各種様式については、改正後の様式により提出されたものとして取り扱うこととする。（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第166号。以下「改正則」という。）附則第2条第1項）
- (ニ) 改正前の各種様式について、当分の間、これを取り繕って使用することができる。（改正則附則第2条第2項）
- (ホ) 改正前に通知した支給単位期間及び支給申請期間は有効に取り扱うものとする。（改正則附則第2条第3項）

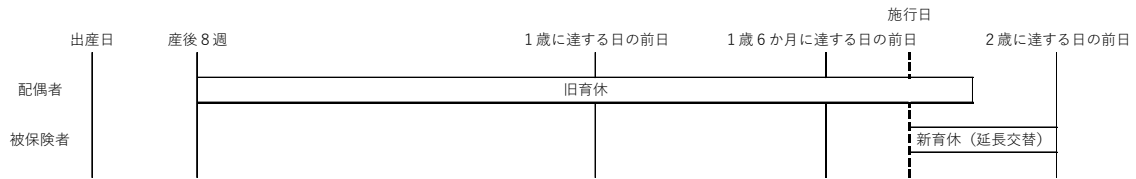
ロ 各種経過措置に係るケース整理

（例示1）



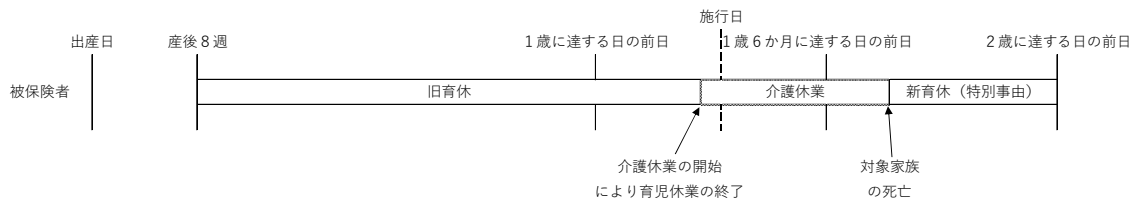
※旧法では被保険者の育児休業開始日が子の1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日である場合のみ延長交替が認められていたが、新法の施行日以後であれば、配偶者が当該子の1歳（又は1歳6か月）に達する日後の期間に当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の末日の翌日以前であれば延長交替が可能。

(例示 2)



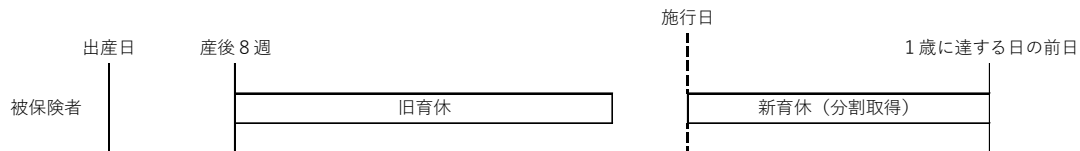
※例示 1 と同様。なお、1 歳に達する日までの間に 1 度も当該子を養育するための休業を取得したことがない場合であっても延長交替は可能。

(例示 3)



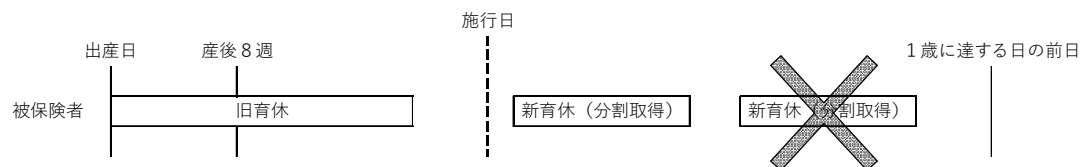
※施行日後において延長事由（介護休業により育児休業が終了した場合であって、当該介護休業が対象家族の死亡等により終了した場合）が生じたことから取得が可能。

(例示 4)



※施行日以後であれば特段の理由なく 2 回まで育児休業を取得可能。なお、旧法育休も同一の子についての育児休業の取得回数に含まれることに留意（例示 5 参照）。

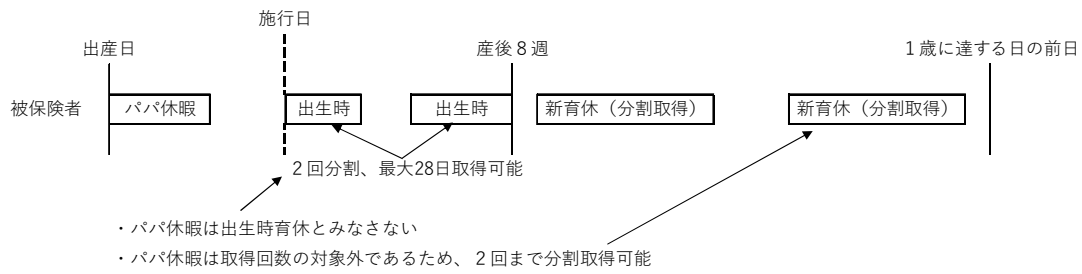
(例示 5)



※産後 8 週を超えて旧法育休を取得（≠パパ休暇）しているため、取得回数に含まれる。そのため、特別な事由（59503-2 ロ参照）がなければ 3 回目の本体育休は取得不可。

(例示 5) は、被保険者が施行日前に出産し、その後産後休業を取得しないまま育児休業を続けた場合で、同じく施行日前に当該育児休業を終了した場合です。当該育児休業は 1 回目としてカウントしますので、施行日後に育児休業を 2 回に分けて取得しても後の育児休業については 3 回目に当たるため、取得不可能となるものです。

(例示 6)



※施行日前に取得した旧法育休（パパ休暇）は本体育児休業の取得回数に含めないため、旧法育休取得後、施行日後に本体育児休業を2回取得することも可能。

なお、育介法上は当該パパ休暇を出生時育児休業とみなすこととしているが、雇用保険法上は出生時育児休業とはみなさず、施行日後産後8週までの間に出生時育児休業を2回取得することも許容され得る（施行日前から取得していたパパ休暇が施行日を超えて継続していた場合であっても、当該パパ休暇終了後産後8週までの間に出生時育児休業を2回取得することも許容され得る）。

※ パパ休暇とは、子の誕生日から起算して8週間経過する日の翌日まで（出産予定日前に出産した場合は、出産日から、出産予定日から起算して8週間経過する日の翌日まで、出産予定日後に出産した場合は、出産予定日から、出産日から起算して8週間経過する日の翌日まで）の期間内の休業のことを言い、この場合には、特別の事情がなくとも2回目の育児休業が取得できるというものでしたが、今般の改正に伴い廃止されています。従って、改正前（つまり、令和4年9月30日以前）において取得したパパ休暇については、改正後の雇用保険法においては、育児休業の取得可能回数に含めないこととされていますので、施行日以後においては、出生時育児休業及び育児休業をそれぞれ2回ずつ取得することができます。